

平成28年 2 月 22 日提出

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 熊本市植木地域農産物の駅
- 2 指定管理者 熊本市北区植木町岩野64番地の1
有限会社 三河屋スーパー
代表取締役 緒統 勝
- 3 指 定 期 間 自 平成28年11月1日
至 平成33年3月31日

(提出理由)

熊本市植木地域農産物の駅の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。